大熊町電子入札の手引き

電子入札の全般的な事項

１．電子入札とは

従来の紙による入開札までの一連の行為と制度的に同じことを手元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより、入札の公正性、透明性及び競争性の確保、事業者の利便性の向上並びに入札事務の効率化が見込まれます。

２．電子入札の対象となる入札

大熊町が発注する下記の案件において、一般競争入札または指名競争入札を行うもののうち、公告または指名通知書で「電子入札」と定めたものを対象とします。

①設計金額が200万円を超える建設工事

②設計金額が100万円を超える建設工事に係る調査、測量及び設計等の業務委託

３．事前に必要な手続

（１）電子入札用ＩＣカードの取得

電子入札に参加するには、電子入札コアシステムに対応する認証局が発行したＩＣカードが必要です。対応する認証局については、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページに掲載されている「コアシステム対応認証局」又は大熊町電子入札ポータルサイトの「コアシステム対応民間認証局一覧」をご確認の上、各認証局へ直接お問い合わせください。

なお、ＩＣカードには有効期限があり、その期間は認証局によって異なりますので、発行元の認証局にご確認ください。

（２）利用者登録

電子入札システムを初めて利用する際は、事前に利用者登録（使用するＩＣカードの登録）を行う必要があります。電子入札システムの「利用者登録」メニューから、必要事項を登録してください。

利用登録には、町が付与する「業者コード（数字 9 桁)」が必要です。業者コードの確認は、大熊町HPで公表している入札参加資格者名簿をご確認ください。

４．電子入札システムの利用可能日時

平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日）

・電子入札システム 午前 8 時から午後 10 時まで

・入札情報公開システム 午前 6 時から午後 11 時まで

電子入札システム・入札情報公開システムに関するヘルプデスク

株式会社日立システムズ 電話：０５７０－０２１－７７７

平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く）

電子入札による指名競争入札

１．指名通知

指名通知は、電子入札システムにより行います。指名通知を行うと、電子入札システムの利用者登録時に登録したメールアドレス宛てにお知らせメールが送信されます。お知らせメールを確認後、電子入札システムにログインし、指名通知書の内容を確認してください。

２．受領確認書の提出

指名通知書を確認した後、電子入札システムから受領確認書を提出してください

３．設計図書等の閲覧

設計図書等は、各入札で定める閲覧期間内に入札情報公開システムで閲覧できます。指名通知書に記載された閲覧用パスワードを入力して閲覧し、必要に応じてダウンロード又は印刷してください。ダウンロード又は印刷した設計図書等は、入札以外の目的に使用されることのないよう、責任をもって適切に管理してください。

４．設計図書への質問及び回答

設計図書への質問は、電子入札システムを使用せず、電子メールにより提出してください。質問に対する回答も、町から各入札参加者へ電子メールにより行います。

５.紙入札の承認

電子入札による入札は、原則として電子入札システムを使用して入札等の手続を行うものとし、書面による入札参加申請書並びに入札書、見積書及び辞退届の提出は認めないものとします。

ただし、次の理由により電子入札に参加できない入札参加者は、町の承認を受けた場合に限り、電子入札対象案件において、例外的に紙入札を行うことができます。

（１）紙入札が認められる場合

①入札参加者の責めに帰すことのできない自然災害、停電又は通信障害により、電子入札システムを利用できない場合

②入札参加者の責めに帰すことのできないＩＣカードの破損、紛失等により、ＩＣカードの再発行手続を予定しており、電子入札システムにログインできない場合

③その他、入札参加者の責めに帰すことのできない事由により、紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合

※ＩＣカードの有効期限切れやPC等の利用環境の準備が間に合わなかったなどの理由による紙入札は認められませんので、手続漏れのないようご注意ください。

（２）紙入札承認願の提出

公告等で定める開札日の前々日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)の正午までに「紙入札承認願」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）を持参し、総務課管財係に提出してください。紙入札の承認又は不承認については、紙入札承認願の提出日の翌日に、「紙入札承認（不承認）通知書」により電子メール等で通知します。

（３）紙入札用入札書の提出

紙入札の承認を受けた後、「紙入札用入札書」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）に必要事項を記入し、記名押印の上、開札日の前日(その日が休日に当たるときは、その前日

において、その日に最も近い休日でない日）の午後5時までに、総務課管財係に持参してください。なお、建設工事の入札の場合は、工事費内訳書を併せて提出してください。「紙入札用入札書」に記載された入札金額及び電子くじ入力番号は、町職員が電子入札システムに入力します。電子くじ入力番号が記入されていない場合又は 3 桁の数字以外の文字や記号が記入されている場合は、一律「999」が記載されたものとみなします。

６．入札の辞退

辞退する場合、電子入札システムにログインし、入札期間中に入札辞退の届出をしてください。入札書提出後の辞退はできません。なお、入札書が提出されず、また、入札辞退の届出もない場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

紙入札の承認を受けた場合は、公告又は指名通知書で示す開札日時までに「辞退届」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）を総務課管財係に提出してください。

７．入札書の入力

次の手順で必要事項を入力して提出してください。

（１）入札金額（税抜き）の入力

消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札金額欄に入力してください。落札額（契約額）は入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（税込み金額）となります。

（２）電子くじ入力番号の入力

同額の入札があった場合、落札者を電子くじにより自動で決定するため、「くじ入力番号」欄 に、000 から 999 までの任意の 3 桁の数字を入力してください。

（３）工事費内訳書の提出（建設工事の場合のみ）

入札参加者は、工事費内訳書（町指定様式）に積算金額その他必要事項を記入の上、入札金額の入力時に、電子入札システムに添付して提出してください。なお、工事費内訳書の提出がない場合や金額が一致しない書類が提出された場合などは、当該入札は無効となります。

８．入札書の提出

入札書の入力内容を十分に確認してください。入札書の提出後は、システム上で入札内容を確認できませんので、入札書を印刷した上で、最後に「入札書提出」ボタンを押してください。なお、一度提出した入札書は、修正又は再提出ができません。

提出した入札書が正常に送信されると、登録されたメールアドレス宛てに「入札書受信確認 通知」が送信されますので、必ず確認してください。また、同通知の控えが必要な場合は、印刷して保管してください。

９．入札期間

入札期間は、公告又は指名通知書に記載していますので、決められた期間内に電子入札システムにより入札書を提出してください。期間内に入札書の提出がない場合は、当該入札に参加しなかったものとして取り扱うことになりますので、時間に余裕を持って手続を行ってください。

１０.開札

開札は、入札公告又は指名通知書で示す開札日時及び開札場所において、町職員が行いま

す。開札は公開しておりますので、公告等で指定された日時場所にお越しください。なお、開札には入札事務に関係のない町職員が立会うこととしています。

１１.再度入札の執行について

当初開札において、落札者が決定しなかった場合には、必要に応じて再度入札を行うものとします。

（1） 再度の入札回数

初回の入札で落札者又は落札候補者が決定しなかった場合、再度入札は2回に限り行います。

（2）再度入札の通知

再度入札を行う場合は、初回の入札に参加した入札参加者（失格又は入札が無効となった入札参加者を除く。）に対し、電子入札システムにより速やかに通知します。また、紙入札参加者に対しては、電子メール等により通知します。なお、原則として、当初入札の開札日の翌日が再入札の開札日となります。

１２.落札者の決定

次のいずれかに該当する入札参加者を除き、最低の価格で入札した入札参加者を落札者とします。

・入札が無効となった入札参加者
・入札額が予定価格を超過した入札参加者
・入札額が最低制限価格を下回り、失格となった入札参加者

１３.入札結果の公表

落札者決定後は、入札結果を電子入札システムにより当該入札の参加者全員に通知するとともに、入札情報公開システムで公表します。

１４.契約の締結

落札者には、総務課管財係から契約締結に関する事務手続等について、電子メールでご連絡します。契約は、大熊町財務規則及び大熊町工事請負契約約款に基づき締結するものとします。

電子契約又は紙契約での契約とするか選択が可能です。電子契約を希望する場合は電子メールに添付しております「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を期日までに返送してください。

電子入札による一般競争入札

１．公告
入札情報公開システムに掲載します。

２.入札参加資格
公告に定める入札参加資格要件をすべて満たしている場合は、入札に参加できます。

３．設計図書等の閲覧
設計図書等は、各公告に定める閲覧期間内に入札情報公開システムで閲覧できます。必要に 応じて、ダウンロード又は印刷してください。ダウンロード又は印刷した設計図書等は、入札以外の目的に使用されることのないよう、責任をもって適切に管理してください。

４．設計図書への質問及び回答
設計図書への質問は、電子入札システムを使用せず、紙入札と同様に電子メールにより提出してください。質問に対する回答も、町から各入札参加者へ電子メールにより行います。

５.紙入札の承認
電子入札による入札は、原則として電子入札システムを使用して入札等の手続を行うものとし、書面による入札参加申請書並びに入札書、見積書及び辞退届の提出は認めないものとします。
次の理由により電子入札に参加できない入札参加者は、町の承認を受けた場合に限り、電子入札対象案件において、例外的に紙入札を行うことができます。

（１）紙入札が認められる場合
①入札参加者の責めに帰すことのできない自然災害、停電又は通信障害により、電子入札システムを利用できない場合
②入札参加者の責めに帰すことのできないＩＣカードの破損、紛失等により、ＩＣカードの再発行手続を予定しており、電子入札システムにログインできない場合
③その他、入札参加者の責めに帰すことのできない事由により、紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合
※ＩＣカードの有効期限切れやPC等の利用環境の準備が間に合わなかったなどの理由による紙入札は認められませんので、手続漏れのないようご注意ください。

（２）紙入札承認願の提出
公告等で定める開札日の前々日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)の正午までに「紙入札承認願」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）を持参し、総務課管財係に提出してください。紙入札の承認又は不承認については、紙入札承認願の提出日の翌日に、「紙入札承認（不承認）通知書」により電子メール等で通知します。

（３）紙入札用入札書の提出
紙入札の承認を受けた後、「紙入札用入札書」（様式は電子入札ポータルサイトに掲載）に必要事項を記入し、記名押印の上、開札日の前日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)の午後5時までに、総務課管財係に持参してください。なお、建設工事の入札の場合は、工事費内訳書を併せて提出してください。「紙入札用入札書」に記載された入札金額及び電子くじ入力番号は、町職員が電子入札システムに入

力します。電子くじ入力番号が記入されていない場合又は 3 桁の数字以外の文字や記号が記入されている場合は、一律「999」が記載されたものとみなします。

６.入札参加申請及び資格審査資料の提出

電子入札システムにより、入札参加申請を行うとともに、公告で定める入札参加資格確認書類を提出してください。提出書類は案件によって異なるため、公告の内容を十分に確認してください。

７．競争参加資格確認通知書の確認

町が入札参加資格申請書類を確認した後、競争参加資格確認通知書が発行されます。入札参加資格の有無が記載されていますので、確認してください。参加資格があれば「有」、参加資格がない場合は「無」が記載され、理由または条件欄にその理由が記載されます。

８．入札書の入力

次の手順で必要事項を入力して提出してください。

（１）入札金額（税抜き）の入力

消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札金額欄に入力してください。落札額（契約額）は入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（税込み金額）となります。

（２）電子くじ入力番号の入力

同額の入札があった場合、落札者を電子くじにより自動で決定するため、「くじ入力番号」欄 に、000 から 999 までの任意の 3 桁の数字を入力してください。

（３）工事費内訳書の提出（建設工事の場合のみ）

入札参加者は、工事費内訳書（町指定様式）に積算金額その他必要事項を記入の上、入札金額の入力時に、電子入札システムに添付して提出してください。なお、工事費内訳書の提出がない場合や金額が一致しない書類が提出された場合などは、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

９．入札書の提出

入札書の入力内容を十分に確認してください。入札書の提出後は、システム上で入札内容を確認できませんので、入札書を印刷した上で、最後に「入札書提出」ボタンを押してください。なお、一度提出した入札書は、修正又は再提出ができません。
提出した入札書が正常に送信されると、登録されたメールアドレス宛てに「入札書受信確認通知」が送信されますので、必ず確認してください。また、同通知の控えが必要な場合は、印刷して保管してください。

１０．入札期間

入札期間は、入札公告又は指名通知書に記載していますので、期間内に電子入札システムにより入札書を提出してください。期間内に入札書の提出がない場合は、当該入札に参加しなかったものとして取り扱うことになりますので、時間に余裕を持って手続を行ってください。

１１.開札

開札は、入札公告又は指名通知書で示す開札日時及び開札場所において町職員が行います。開札は公開しておりますので、公告等で指定された日時場所にお越しください。なお、開札には入札事務に関係のない町職員が立会うこととしています。

１２.入札回数

当初開札において、落札者が決定しなかった場合には、必要に応じて再度入札を行うものとします。

（1） 再度の入札回数

初回の入札で落札者又は落札候補者が決定しなかった場合、再度入札は2回に限り行います。

（2）再度入札の通知

再度入札を行う場合は、初回の入札に参加した入札参加者（失格又は入札が無効となった入札参加者を除く。）に対し、電子入札システムにより速やかに通知します。また、紙入札参加者に対しては、電子メール等により通知します。 なお、原則として、当初入札の開札日の翌日が再入札の開札日となります。

１３.落札者の決定

次のいずれかに該当する入札参加者を除き、最低の価格で入札した入札参加者を落札者とします

・入札が無効となった入札参加者
・入札額が予定価格を超過した入札参加者
・入札額が最低制限価格を下回り、失格となった入札参加者

１４.入札結果の公表

落札者決定後は、入札結果を電子入札システムにより当該入札の参加者全員に通知するとともに、入札情報公開システムで公表します。

１５.契約の締結

落札者には、総務課管財係から契約締結に関する事務手続等について、電子メールでご連絡します。契約は、大熊町財務規則及び大熊町工事請負契約約款に基づき締結するものとします。

電子契約又は紙契約での契約とするか選択が可能です。電子契約を希望する場合は電子メールに添付しております「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を期日までに返送してください。

その他

１．電子入札の免責事項

次の理由により入札参加者に生じた損害については、町は責任を負わないものとします。

（１）入札参加者が使用するパソコン等、通信機器、通信回線等の障害により、入札書の提出が遅延し、若しくは提出できなかった場合、又は電子入札システムからの情報の表示が遅延し、若しくは表示されなかった場合

（２）パソコン等、電子証明書及び電子署名の偽造、変造、盗用、不正使用その他の方法により、第三者が入札参加者になりすまして入札等を行い、入札参加者に損害が生じた場合

（３）天災、事変その他電子入札システム管理者の責任によらない事由により、電子入札システムの利用が遅延し、又は利用できなかった場合